

2026 年度春学期派遣交換留学対象

桜みらい奨学金

井谷憲次留学奨学金

募集要項

追手門学院大学

学生支援課・国際連携企画課

2025 年 7 月 28 日 (ver.1.0)

目次

1. 目的.....	3
2. 応募資格	3
3. 奨学金の種類、支給額及び採用人数.....	3
4. 申請方法と支給までのスケジュール.....	4
5. 奨学生の資格の喪失と奨学金の返還.....	4
6. その他注意事項.....	5
7. お問い合わせ先.....	5

1. 目的

桜みらい奨学金井谷憲次留学奨学金（以下、「奨学金」という。）は、交換留学を推奨するために奨学金の給付を行うことで、学部留学に参加する学生への経済支援をすることを目的とする。

2. 応募資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）日本国籍を有する者又は特別永住者又は日本人（永住者）の配偶者等である者。
- （２）追手門学院大学学部学生交換留学規程第 8 条により交換留学の許可がある者のうち、派遣先高等教育機関に所属し正規課程の科目履修を目的として留学する者。
- （３）過去に井谷憲次留学奨学金を受給したことがない者。

3. 奨学金の種類、支給額及び採用人数

奨学金には、「グローバルリーダー型」と「グローバルチャレンジ型」の 2 種類があり、それぞれの支給額及び採用人数は以下の通り。

- （１）**グローバルリーダー型**：予算額を上限として最大 2 名まで採用する。派遣先高等教育機関ごとに定められた就学期間中に必要な申請料、授業料及び登録料を含む学費相当額として、学生支援委員会で認められた額を支給する。なお、外貨建ての場合は、学院が指定する為替レートで日本円に換算した額とする。

対象となる 派遣先高等教育機関	2026 年度春学期は対象なし
--------------------	-----------------

- （２）**グローバルチャレンジ型**：3.（１）を除く、最大 5 名までの採用とし、一律 20 万円を支給する。
2025 年度秋学期派遣交換留学制度において、学部留学で本学協定校へ派遣される学生を対象とする。

対象となる 派遣先高等教育機関	2026 年度春学期派遣交換留学募集要項で学部留学先として列挙されている大学。語学留学は奨学金の対象外。 ※募集要項は URL/QR コードを参照 https://www.otemon.ac.jp/cis/abroad/attached/form.html	
--------------------	---	---

4. 申請方法と支給までのスケジュール

申請から支給までのスケジュールは以下の通りとなる。内容を確認の上、必要な手続きを必ず期限内に完了すること。

日時	申請方法と支給までのスケジュール
2025 年 8 月下旬	派遣交換留学内定
9 月 30 日（火）	申請書等提出 以下の書類をそろえて提出を行うこと。原則、書類の不備がある場合や期日後の提出は、これを受理しないため、事前に準備し提出すること。 （１）提出書類 ① 桜みらい奨学金井谷憲次留学奨学金願書（様式１） 様式１を以下 URL よりダウンロードし、必要事項を全て埋めて提出すること。 https://www.otemon.ac.jp/cis/abroad/attached/form.html  （２）提出場所 Student Support 国際連携チーム （総持寺キャンパス アカデミックアーク 1 階） ※受付時間：9:10～17:00（平日のみ／土日・祝日は受付不可）
10 月	選考・審査 追手門学院大学学部学生交換留学規程第 8 条で交換留学の許可における選考において、原則として国際連携企画委員会による選考順位上位者より順に、学生支援委員会が選考・審査を行い、学長が決定する。但し、選考評価が低い場合には選考対象外とする場合がある。
11 月末まで	採用決定通知 選考・審査の結果、本人に採用決定を通知する。
2026 年 4 月	奨学金支給 原則として派遣先高等教育機関で授業が開始するまでに、申請時に届け出た本人名義の銀行口座へ支給する。但し、派遣先高等教育機関の学年暦の運行により渡航後に支給することがある。

学年暦等の都合により上日程が前後することがある。

5. 奨学生の資格の喪失と奨学金の返還

- (1) 奨学生が当該年度において、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。
- 休学又は退学したとき。
 - 除籍になったとき。
 - 修学の見込みがないとき。
 - 追手門学院大学学則第 64 条等により処分を受けたとき。
 - 奨学金を辞退したとき。
 - 正当な理由なく、本人の氏名・住所・その他の重要事項の変更の届出を怠ったとき。
 - 理由を問わず、奨学金支給の根拠となる海外留学が海外渡航前に中止となったとき、又は海外渡航後に受給者の責により中止となり、途中帰国等で海外留学が完遂できなかったと認められたとき。

- (2) 奨学生が 5. (1) に従い資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求めることがある。返還を求められた者は、所定の奨学金を、返還を求められた日から起算して 2 週間以内に一括して返還すること。

その他、奨学金の受給が不適當と大学が認めたときには、採用の取消し及び奨学金の返還を求めることがあります。

6. その他注意事項

- 他の奨学金との併給可能。ただし、他の奨学金の規定等により、本奨励金との併給ができない場合がありますので、別奨学金を受給している方はあらかじめ別奨学金の受給について確認した上で申し込みを行ってください。
- 大学の決定により、上記の内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 本奨学金は 2026 年度の予算成立を条件として支給します。

7. お問い合わせ先

追手門学院大学 Student Support (総持寺キャンパス アカデミックアーク 1 階)
TEL 072-697-8162

以上